

高知県教育委員会 会議録

平成26年4月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成26年4月25日(金) 15:20

閉会 平成26年4月25日(金) 16:45

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児
欠席委員	委員	久松 朋水

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	勝賀瀬 淳
〃	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼教職員・福利課長	彼末 一明
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	原 雅彦
〃	小中学校課長	長岡 幹康
〃	高等学校課課長補佐	竹崎 実
〃	特別支援教育課長	川村 泰男
〃	生涯学習課長	安岡千真夫
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課長	赤間 圭祐
〃	教育センター所長	下司眞由美
〃	教育政策課課長補佐	中平 貢正
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 4月定例委員会を開催する。

(転入職員による自己紹介)

本日の付議第3号から5号及び専決処理報告第1号は、個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いします。

各委員 全員挙手

代理 それでは、付議第3号から5号及び専決処理報告第1号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員	現場で働いている保育士の方等はこの改正について知っているのか。どのような手続きが必要か等、周知徹底されているのか。
事務局	教職員・福利課では広報はしていないが、文部科学省の方で広報している。
委員長	幼稚園や保育所には周知できているか。
事務局	連絡は行っている。
委員	幼稚園教諭と保育士の資格を一緒に取ることはできないのか。
事務局	7、8割の方が両方の資格を持っている。
委員	では、残りの両方の資格を持っていない方が対象になるということか。
事務局	そのとおり。
委員長	保育士が幼稚園教諭の免許状を取得する場合の事務手続きを定めるということか。
事務局	保育士が幼稚園教諭免許を取得するために、必要な資格や単位等を取得したということを書類で提出するための手続きを定めたものである。その提出書類によって、検定を行い、合格した方に免許状を発行するものだ。
委員長	学力の検定はどのようにして行うのか。
事務局	単位取得証明書の提出によってである。
委員	提出書類は全国共通か。
事務局	全国共通である。しかし、様式については、全国共通のものがないので、他県のを参考に作成した。
委員長	保育士が幼稚園教諭普通免許状を取得する場合の基礎資格等について

事務局	て、二種免許状の場合「保育士となる資格を有するもの」とあるが、短期大学士の資格はいらないのか。
委員長	検定によって免許状を取得する場合には、短期大学士の資格は必要ない。
事務局	これは期限があったか。
事務局	この特例は5年間である。改正法の施行が平成27年4月施行予定であるので、その後5年間ということになる。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長	清水中学校に統合する前に、へき地手当がついていた中学校は、足摺岬中学校だけだったということか。
事務局	参考資料2の表に出ているのは、へき地学校に準ずる学校等のみなので、へき地に準ずる学校等としてのへき地手当がついていたのは、足摺岬中学校だけだったということである。1級地等の表は別になるので、その学校についてはこの資料には出ていない。
事務局	休校の学校は、この表には記載されるが、休校なので、実際にはへき地手当は支払われていない。県内で、へき地手当の対象として指定されている学校は約120校あるが、実際にへき地手当が支払われているのは、約60校である。
委員長	文部科学省の統計等でも、休校の学校も含めるので、本県の公立小学校は240校以上となっているが、実際には200校程度である。
事務局	どうしてそういうことになるのか。廃校にするための手続きが煩雑なのか。休校にしておくメリットがあるのか。
事務局	かつては、休校でも国から地方交付税が交付されるということがあったが、今はない。
委員長	やはり、廃校にしたくないという地域の住民感情があるのではないか。また、休校の学校が復活したという例もあるので。
事務局	休校にしておいて、児童生徒が増えたら、復活させるということもあるということか。現実にはあまりないことかもしれないが。
事務局	沖ノ島などではそのような例がある。
委員長	高知県だけでなく、他の県でも傾向は同じか。
事務局	高知県は人口規模が同程度の県と比べても突出している。

委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第3号 高知県産業教育審議会委員の任命議案（高等学校課）】

- 高等学校課長 説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第4号 高知県立図書館協議会委員の任命議案（生涯学習課）】

- 生涯学習課長 説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第5号 高知県文化財保護審議会委員の任命議案（文化財課）】

- 文化財課長 説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

【専決処理第1号 平成26年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案専決処理報告（小中学校課）】

- 小中学校課長 説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1号から第5号
専決処理報告第1号

原案のとおり議決
承認